

生活保護法指定医療機関 各位  
生活保護法指定薬局 各位

横浜市長 林 文子

生活保護医療扶助及び中国残留邦人等に対する医療支援給付における  
押印の取扱い及び一部様式の変更について（通知）

平素より本市の生活保護医療扶助の実施にご協力いただき、ありがとうございます。

この度、「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について（通知）（令和 2 年 12 月 28 日社援保発 1228 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知及び令和 3 年 1 月 7 日社援保発 0107 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）」が発出されました。これに伴い、本市での医療扶助及び中国残留邦人等に対する医療支援給付に関する押印の取り扱い及び一部様式に変更がございますので、通知させていただきます。

1 押印の取り扱いについて

下表の様式に関して、令和 3 年 3 月 1 日から医療機関による押印が不要になります。また、今回の押印の取り扱いの変更に伴い、様式の一部変更がございます。

| 令和 3 年 3 月 1 日から押印欄が削除される様式   | 押印不要であるが、様式変更まで押印欄のある現行の書式を使用する様式  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>生活保護法指定医療機関指定・指定更新申請書</li><li>誓約書（医療機関）</li><li>生活保護法指定医療機関変更届出書</li><li>生活保護法指定医療機関休止・廃止・辞退届出書</li><li>生活保護法指定医療機関再開届出書</li><li>生活保護法指定医療機関処分届出書</li></ul> | 次の①～④の医療機関名記載欄の押印<br>①医療要否意見書<br>②精神疾患入院要否意見書<br>③入院期間が180日を超える患者に対する病状照会<br>④保護変更申請書（通院交通費） |

※給付要否意見書（所要経費概算見積書）は引き続き押印対応が必要です。

2 保護変更申請書（通院交通費）の確認欄について

医療機関記名記載欄の押印は不要ですが、通院確認欄については保護受給者の通院状況の確認のため、従来通りのチェック対応をお願いいたします（別紙 1 参照）。

3 参考資料

- ①令和 2 年 12 月 28 日社援保発 1228 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知
- ②令和 3 年 1 月 7 日社援保発 0107 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知

この改正については、本市ホームページにも掲載しております。

ご不明な点等ありましたら下記までお問合せください。今後も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

横浜市健康福祉局生活支援課医療担当  
0 4 5 - 6 7 1 - 4 0 8 8

# 保護変更申請書 (通院交通費)

ケースNo. \_\_\_\_\_ 受理年月日 年 月 日


|            |          |  |            |       |        |
|------------|----------|--|------------|-------|--------|
| 患者氏名(生年月日) | 大昭<br>平令 |  |            | 年 月 日 | 男<br>女 |
| 住 所        |          |  | 世帯主<br>氏 名 |       |        |

上記のとおり生活保護法による保護の変更を申請します。

令和 年 月 日

横浜市 福祉保健センター長  
住 所  
申 請 者 氏 名

書式に記載は残りますが、押印はされません。



通院確認欄 ( 月分)

通院確認のため、従来通りの対応をお願いいたします。

| 通 院 日 (通院した日に印を押して下さい) |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
|------------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 1                      | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 7  | 8  | 9  | 10 | 11 |
|                        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 12                     | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 |
|                        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |
| 23                     | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |    |    |
|                        |    |    |    |    |    |    |    |    |    |    |

上記のとおり当院に通院したことを確認します。


令和 年 月 日

医療機関名

医 師 名

福祉保健センター認定欄 ( 月分)

書式に記載は残りますが、医療機関での押印は不要となります。



|      |        |        |    |    |
|------|--------|--------|----|----|
| 乗車区間 | から     | まで     | 往復 | 片道 |
| 乗車経路 |        |        |    |    |
| 単 価  | 円 × 日数 | 日 = 金額 | 円  |    |

担当者名 \_\_\_\_\_

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中 核 市市長

厚生労働省  
社会・援護局保護課長  
( 公 印 省 略 )

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の  
一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が昨年 12 月 25 日に公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式等については、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の改正を行うこととしている。

については、当職から発せられた以下の通知の改正の内容について、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないよう配慮されたい。

また、当局所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知)(別添 1、2)及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組むようお願いしたい。

記

第 1 様式の改正

(1) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

- ① 要保護世帯向け不動産担保型生活資金の生活保護制度上の取扱い及び保護の実施機関における事務手続について(平成 19 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号)【参考資料 1—1】
  - ・参考例 2、参考例 3
- ② 東日本大震災による被災者の生活保護の取扱いについて(その 3)(平成 23 年 5 月 2 日社援保発 0502 第 2 号)【参考資料 1—2】
  - ・別紙 1
- ③ 生活保護法の一部改正に伴う指定助産機関及び指定施術機関の指定事務に係る留意

事項等について（平成 26 年 4 月 25 日社援保発 0425 第 9 号）【参考資料 1—3】

・別添様式例

- ④ 生活保護法の一部改正に伴う指定医療機関の指定事務に係る留意事項等について（平成 26 年 4 月 25 日社援保発 0425 第 11 号）【参考資料 1—4】

・別添 1 様式例

- ⑤ 生活保護法の一部改正に伴う指定介護機関の指定事務に係る留意事項等について（平成 26 年 4 月 25 日社援保発 0425 第 15 号）【参考資料 1—5】

・別紙様式例

- ⑥ 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設における生活保護の適用について（令和 2 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号）【参考資料 1—6】

・様式 2

- ⑦ 日常生活支援住居施設の認定及び日常生活支援委託事務費の取扱いについて（令和 2 年 4 月 3 日社援保発 0403 第 1 号）【参考資料 1—7】

・様式 1、様式 1 関係①、様式 2、様式 2—1、様式 2—2、様式 3

(2) 次に掲げる通知の様式中、「㊦」を削る。

- ① 指定居宅介護支援事業者等への情報提供及び居宅介護支援計画等の写しの交付を求める際の手続きについて（平成 12 年 3 月 13 日社援保第 10 号）【参考資料 2—1】

・様式第 2 号

- ② 未承認薬・適応外薬に関する医療扶助特別基準の取扱いについて（平成 23 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 13 号）【参考資料 2—2】

・別添 2

- ③ 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成 24 年 7 月 23 日社援保発 0723 第 1 号）【参考資料 2—3】

・別添 2、別添 3、別添 4

(3) 次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

- ① 生活保護の適正実施の推進について（昭和 56 年 11 月 17 日社保第 123 号）

・本文を【別添 3—1】のように改める。

- ② 特定老人保健施設に入所し施設療養に相当するサービスを受ける者に対する生活保護法による医療扶助の実施について（平成 12 年 5 月 15 日社援保第 30 号）【参考資料 3—1】

・様式第 3 号を【別添 3—2】のように改める。

- ③ 介護保険料加算の認定及び代理納付の実施等について（平成 12 年 9 月 1 日社援保第 54 号）

・本文を【別添 3—3】のように改める。

- ④ 生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成 18 年 3 月 30 日社援保発第 0330001 号）

・本文を【別添 3—4】のように改める。

- ⑤ 医療扶助における移送の給付決定に関する審査等について（平成 20 年 4 月 4 日社援保発第 0404001 号）【参考資料 3-2】
- ・別紙 2、別紙 3 を【別添 3-2】のように改める。
- ⑥ 生活保護に係る外国籍の方からの不服申立ての取扱いについて（平成 22 年 10 月 22 日社援保発 1022 第 1 号）【参考資料 3-3】
- ・別添を【別添 3-6】のように改める。
- ⑥ 生活保護制度における第三者行為求償事務の手引について（平成 26 年 4 月 18 日社援保発 0418 第 3 号）【参考資料 3-4】
- ・様式第 1 号、様式第 3 号、様式第 4 号中、「㊟」を削る。
  - ・様式第 2 号、様式第 6 号を【別添 3-7】のように改める。
- ⑦ 生活保護法の一部改正による生活保護法第 29 条第 2 項の創設に伴う同条第 1 項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項について（平成 26 年 6 月 30 日社援保発 0630 第 1 号）
- ・本文を【別添 3-8】のように改める。
- ⑧ 生活保護法による進学準備給付金の取扱いについて（平成 30 年 6 月 8 日社援保発 0608 第 2 号）
- ・本文を【別添 3-9】のように改める。

## 第 2 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

社援発 1228 第 1 号  
令和 2 年 12 月 28 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長  
( 公 印 省 略 )

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の  
一部を改正する省令の施行等に伴う通知様式等の改正について

押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和 2 年厚生労働省令第 208 号)が本年 12 月 25 日に公布・施行されたことに伴い、当職から発せられた通知により定められた様式等については、国民や事業者等の押印等を不要とする等、所要の改正を行うこととしている。

については、当職から発せられた以下の通知の改正の内容について、本日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村(特別区を含む。)を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、対応に遺漏のないよう配慮されたい。

また、当局所管の法令に基づいて貴団体が実施する手続のうち、関係法令や当職から発せられた通知とは別に独自に定められている様式等において、国民や事業者等の押印等を求めている場合においては、「地方公共団体における押印見直しマニュアルの策定について」(令和 2 年 12 月 18 日付け規制改革・行政改革担当大臣通知)(別添 1、2)及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組むようお願いしたい。

記

第 1 様式の改正

(1) 次に掲げる通知の様式中、「印」を削る。

① 180 日を超えて入院している患者の取扱いについて(平成 14 年 3 月 27 日社援発第 0327028 号)【参考資料 1-1】

別紙 3

② 共済事業向けの総合的な監督指針の策定について(平成 20 年 3 月 31 日社援発第 0331005 号)【参考資料 1-2】

別添様式 1 から 42 まで及び様式Ⅱ-3-12-3 (3)

(2) 次に掲げる通知の様式中、「㊟」を削る。

① 高額寄付者に対する厚生大臣感謝状の贈呈について(昭和 59 年 9 月 12 日社庶第 104 号)【参考資料 2】

別紙様式（１）

(3) 次に掲げる通知の一部について、それぞれ次のように改正する。

- ① 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和 36 年 9 月 30 日社発第 727 号）【参考資料 3-1】
  - ・次に掲げる様式中、「㊟」を削る。  
様式 12、様式 19、様式 23 の 7
  - ・本文、様式 11、様式 13、様式 16、様式 17、様式 18 の 1、様式 18 の 1 の 2、様式 18 の 1 の 3、様式 25、様式 26 の 1、様式 26 の 2、様式 26 の 3 を【別添 3-1】のように改める。
- ② 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号）【参考資料 3-2】
  - ・本文第 9 の 1 中、「署名捺印」を「記名」に改める。【別添 3-2】
- ③ 生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の取扱いについて（昭和 63 年 5 月 27 日社施第 85 号）【参考資料 3-3】
  - ・次に掲げる様式中、「(印)」を削る。  
別紙様式(1)、別紙様式(4)、別紙様式(8)
  - ・別紙様式 7 を【別添 3-3】のように改める。
- ④ 生活保護法施行細則準則について（平成 12 年 3 月 31 日社援第 871 号）【参考資料 3-4】
  - ・次に掲げる様式中、「㊟」又は「印」を削る。  
別添 1～3、様式第 12～15 号、様式第 27 号、様式第 30 号、様式第 33 号、様式第 34 号
  - ・様式 10、様式 20、様式 23 を【別添 3-4】のように改める。
- ⑤ 社会福祉推進事業実施要領第 3 条第 2 項に規定する社会福祉推進事業評価委員会運営要領について（平成 23 年 12 月 6 日社援発 1206 第 4 号）【参考資料 3-5】
  - ・本文及び別紙を【別添 3-5】のように改める。
- ⑥ 社会福祉推進事業実施要領について（令和 2 年 3 月 31 日社援発 0331 第 21 号）【参考資料 3-6】
  - ・別添様式を【別添 3-6】のように改める。
- ⑦ 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（平成 27 年 3 月 27 日社援発 0327 第 2 号）【参考資料 3-7】
  - ・次に掲げる様式中、「㊟」を削る。  
第 1 様式 3、第 3 様式 1、第 3 様式 4、第 3 様式 5、第 3 様式 6
  - ・本文及び次に掲げる様式を【別添 3-7】のように改める。なお、第 2 様式 1-2 については、生活困窮者自立支援法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年 厚生労働省令第 209 号）の改正に伴い、性別欄の削除も併せて行う。  
第 1 様式 1、第 1 様式 2、第 2 様式 1-1 A、第 2 様式 1-2、第 2 様式 1-3、第 2 様式 2-1、第 2 様式 2-2、第 2 様式 5、第 2 様式 6、第 2 様式 9-1、第 2 様式 9-3、第 2 様式 10-1、第 2 様式 10-3

⑧ 生活保護法による進学準備給付金の支給について（平成 30 年 6 月 8 日社援発 0608 第 6 号）【参考資料 3－8】

- ・ 3（1）中、「署名捺印」を「記名」に改める。【別添 3－8】

## 第 2 経過措置

改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当該改正後の様式によるものとみなすものとする。

また、旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例えば、訂正印や手書きによる訂正等により、これを取り繕って使用することができるものとする。

(照会先)

厚生労働省社会・援護局 03-5253-1111（代表）

総務課 佐藤、太田、若目田、岡崎（内線 2891、2809）

保護課 八木、東浦（内線 2827）

地域福祉課 川田、太田（内線 2232）